



「びほーる」の会場は感動の渦に!!

8/19 町民会館「びほーる」オープニング記念事業
「びほーる土の歌フェスタ」から

この事業のために結成された町民合唱団118名とエレクトーンや吹奏楽の伴奏を中心に Bee♡Rush、太鼓、神楽、子ども神輿、舞踊、バレエなど、総勢約350名の町民が心を1つにして、美幌町の芸術文化の拠点となる「びほーる」のオープニング事業が開催されました。

新しく広いホールが盛大な拍手喝采に包まれました。

びほろ町

ざかい

6月定例会のあらまし

補正予算案など審議 2 P
長期欠席者のルールづくりを協議 4 P

こんなことを聞きました

一般質問 8人登壇 5 P

臨時会のあらまし

7月臨時会で資格審査特別委員会を設置 13 P

政務調査費の公開

平成23年度分の使途別集計表を公開 14 P

No. **205** 平成**24**年**9**月**1**日

平成24年6月定例会は6月19日に招集され、会期を6月21日までの3日間と決定。町長からの行政報告のあと、8名の議員による一般質問、条例改正や補正予算などを審議。

6月定例会

長期欠席議員の報酬減額などを協議する特別委員会の設置、議員辞職勧告の決議案が提出されたこともあり、会期を1日間延長して22日に閉会しました。

会期・日程のあらまし

19日 会期を3日間と決定。町長から行政報告を受けた後、議員4名（中嶋・新鞍・大原・松浦）が一般質問に登壇。病児・病後児保育、地域防災計画、自治会館、中心市街地活性化基本計画などについて活発な論議が展開されました。

20日 前日に続いて議員4名（橋本・岡本・坂田・大江）が一般質問に登壇。古梅ダムの利活用、節電対策、少子化対策、障がい福祉計画アンケートなどについて活発な論議が交わされました。

次いで、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意。動産の取得、工事請負契約の締結、住民投票条例及び町長等の給与等に関する条例の一部改正を審議し、原案のとおり可決されました。

21日 開会后、町税条例の一部改正、補正予算（一般会計・公共下水道特別会計）を審議し、原案のとおり可決。その後、長期欠席した議員の報酬減額などのルールを作るため、「長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会」を設置する決議案を審議し、原案のとおり可決されました。提案された議案の全部を会期中に議決できないため、会期を22日まで1日間延長することが決定されました。

22日 開会后、柏葉久子議員に対する辞職勧告決議が提出され、賛成10、反対2の賛成多数で可決。その後、追加提案の一般会計補正予算を原案のとおり可決し、閉会しました。

条例等

町長・副町長の給料

1カ月10%減額を可決

■町長等の給与等に関する条例の改正

町職員による一連の不祥事に係る管理監督者責任から、町長・副町長の平成24年7月支給分の給料月額を10%減額するために改正しました。

○町長 67万3200円

（7万4800円の減額）

○副町長 58万7880円

（6万5320円の減額）

公布の日から施行。

■住民投票条例等の改正

住民基本台帳法等の改正に

伴い、関係する3つの条例、住民投票条例、手数料徴収条例、印鑑の登録及び証明に関する条例における条文整理のために改正しました。

平成24年7月9日施行。

■辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定・変更

辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律に基づき、田中、古梅、駒生・登栄辺地に係る総合整備計画の策定と、豊岡、日並辺地に係る総合整備計画の変更を行いました。

■町税条例の改正

地方税法等の改正に伴い、①年金所得者の申告手続き簡

素化のため公的年金以外の所得を有しない者の寡婦（夫）控除申告書の提出を不要。

平成26年1月1日施行

②退職所得に係る個人住民税について、10%の税額控除の特例措置を廃止。

平成25年1月1日施行

③地方公共団体が実施する防災費用の財源で個人住民税の均等割を平成26年度から10年間500円を引き上げる。

公布の日より施行

④法人税の引き下げに伴い、法人住民税と法人町民税の減収を調整するため、道たばこ税の一部を町たばこ税に移譲。

平成25年4月1日施行

町長の行政報告（要旨）

◆寄附

4月19日、元町在住の平間道昭様より、町民会館第1ホール「びほーる」整備に伴い、青少年の文化芸術鑑賞の機会充実のために役立てて欲しいと200万円を。ご厚志をありがたうお受けし、ご趣旨に沿って活用していきます。

◆職員の4月1日付異動

定年等による退職者の補充、比較的在職年数が長い職員の配置替え、新規採用職員の採用発令等を行った結果、合計66名の異動となりました。

◆学校給食の異物混入事故

5月29日、東陽小学校の給食に長さ約5cmの糸くず状の金属片が混入し、児童の口に入るという事故が発生した。混入の原因は、電動式缶切機を使用し黄桃缶の蓋を切る際、最後の段階できれいに切れずに金属片が混入した。児童に健康被害はなかったが、学校給食に対する信頼を裏切る行為となったことは、極めて重大なことで痛感している。今後とも、細心の注意を払い、かつ衛生管理の徹底を図り、再発防止に万全を期し、「安全で安心な楽しい給食」を提供していきます。

審議など

会期を1日間延長して審議

補正予算案

人事

■次の方の選任に同意しました

○固定資産評価審査委員会
池 功 司 氏（新任）
野崎13番地の152

財産の取得

■除雪トラックを1台更新

現在、5台の除雪用ダンプロックを保有していますが、平成2年11月に取得したダンプロックを社会資本整備総合交付金事業を活用して更新しました。本体価格3832万5千円。

契約締結

■駒生川関連第7号橋橋梁上部建設工事

工事は、道の駒生川関連改修工事負担金で行います。指名競争入札により、6037万5千円で、（株）道建設と契約しました。工期は平成24年11月26日まで。

補正予算

一般会計

■一般会計補正予算（第3号）
増額補正を行いました。主な歳出の内容は次のとおり。

○まちづくり活動奨励事業補助金 200万円

○経営体育成基盤整備事業美幌美幌地区分担金 693万8千円

○未来（あした）への森林（もり）づくり基金積立金 237万円

■一般会計補正予算（第4号）
○美幌・津別広域事務組合負担金 179万1千円

特別会計

■公共下水道特別会計（第1号）

増額補正を行いました。主な歳出の内容は次のとおり。

○公共汚水樹設置工事費等 1450万円

補正額と補正後の予算額

会計名	補正額	補正後の予算額
一般会計 （第3・4号）	2,141万7千円	94億7,602万3千円
公共下水道 （第1号）	1,450万円	9億6,299万3千円

（ ）内は補正回数



職員の懲戒処分

職員の不始末事案に対し、5月30日付けで、3名の職員に減給10分の1（1カ月）の懲戒処分を行った。処分内容は、職務の信用を著しく傷つけた職員1名と町への信用を著しく傷つけた職員2名の事案。

今回の懲戒処分は、職員の認識の甘さから起きた事案であり、町に対する信頼を大きく損なったことの責任の重さを痛感し、関係者や議員の皆様に対しても多大なご迷惑を掛けたことに、心から深くお詫びを申し上げます。

なお、今回の不祥事に対して、行政の最高責任者として、町長と副町長の責任を明らかにし、今後、このようなことが二度と起こらないよう、組織規律の強化と職員への指導の徹底を図り、再発防止と信頼回復に取り組みしていきます。



こんなことを決めました

長期欠席者の報酬減額を協議

特別委員会を設置
閉会中の継続調査へ

会期を1日延長し、辞職勧告決議案を可決

6月定例会第3日目（21日）では、議会を長期間欠席した議員の報酬等減額のルールづくりのため「長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会」を設置する決議案が可決され、閉会中の継続調査にすることが決定された。また、一連の手続きに伴い、一部議案の審議が持ち越されたため、会期を22日まで延長することについても決定。
1日会期を延長した第4日目（22日）では、柏葉久子議員に対する議員辞職勧告決議案が提出され、賛成10、反対2の賛成多数で可決されました。

調査特別委員会の設置

これまで長期間欠席に伴う取り決めがなかったため、長期間欠席した議員の報酬等減額のルールづくりのため「長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会」が設置されました。
議長を除く13名全員で構成され、委員長に坂田美栄子議員、副委員長に上杉晃央議員が互選されました。

調査特別委員会では、長期欠席の定義や議員報酬等の減額幅、適用時期、長期欠席の判断基準も含めて、閉会中の継続調査として審議することになりました。

長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会

委員長	子中央幸瑠子	昇男之浩雄	志江子
副委員長	美晃博密美	道博和	仁みす久
委員	田杉住像	本原江本	浦鞍瀬嶋葉
委員	坂上吉宗	岡大大橋	松新早中柏
委員	〃	〃	〃
委員	〃	〃	〃
委員	〃	〃	〃
委員	〃	〃	〃
委員	〃	〃	〃
委員	〃	〃	〃

議員辞職勧告決議案の要旨

柏葉久子議員は、本年2月13日疾病のため2カ月間議会活動が出来ないとの届け出を議長に提出し、議員活動を休止していた。2月24日には本人から美幌・津別広域事務組合議会議員辞職願及び経済建設常任委員会副委員長長辞任願が提出され、受理されている。

4月16日に議長及び経済建設常任委員会所属議員に対して、議会活動再開の意思を表

明したところであるが、その後の議会活動には体調不良を理由に出席もほとんどない。本6月定例会にも連絡がなく、無断欠席しているのである。
正副議長及び議会事務局から幾度も本人及び家族と連絡を取ろうと努力しているが、直接連絡が取れない状況に至っている。

加えて、柏葉久子議員は、元の住所及び変更後の住所地に2月から住んでいる実態がなく、このことは議員の被選挙権の有無にかかわる重大なことである。

柏葉久子議員のこのような状況は、町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させる行為であり、公人として自らの責任を痛感し、速やかに美幌町議会議員を辞職するよう勧

告する。
以上、決議する。
平成24年6月22日
美幌町議会

■辞職勧告決議とは

公職の身分にふさわしくないとされる者に対して行われる議会の意思表示。決議案に法的拘束力はありません。



一般質問

8人が登壇

質問者と質問項目

- 中嶋すみ江議員……………5頁
 - 病児・病後児保育の実施
 - 心の病対策
- 新鞍峯雄議員……………6頁
 - 地域防災計画の一部見直し
 - 農業後継者対策
- 大原 昇議員……………7頁
 - 自治会館の管理
 - 地域防災計画における備蓄品
 - 自衛隊陳情と美幌駐屯地
- 松浦和浩議員……………8頁
 - 中心市街地活性化基本計画
 - 地球温暖化防止計画
 - 地域新エネルギービジョン
- 橋本博之議員……………9頁
 - 古梅ダムの利活用
 - 地域防災計画における情報共有
 - 水道給水区域の拡張
- 岡本美代子議員……………10頁
 - 町内の節電対策
 - 町道の安全
 - 限度額適用認定証の周知
- 坂田美栄子議員……………11頁
 - トキソプラズマの感染対策
 - 不妊等の治療費助成
 - 揺さぶられ症候群
 - 教職員の人事交流の推進
- 大江道男議員……………12頁
 - 障がい福祉計画アンケート
 - 国保税の町独自減免制度
 - 移住対策

病児・病後児保育 重要な役割として実施する考えは

中嶋
すみ江議員

町 長

優先的に何を進めるかを判断しながら、
全体的な推進を行っていききたい

問 国が実施している子育て支援の一つとして、病児・病後児保育事業がある。この事業は子供が病気の際に就労等の理由で保護者が自宅での保育が困難な場合に、病児等の特性を踏まえた保育を提供するもの。

病児・病後児保育は、子供が病気の場合に必要なというサービスの特性上、利用者数の変動もあるが、仕事を続けながら子育てをする保護者にとって、安全で安心な環境を提供するためにも重要な役割を果たすものだと思うが、実施についての考えは。

答 次世代育成支援行動計画の後期計画の策定に向けて実施したニーズ調査でも、約2割の利用希望があり、子育てと就労の



両立支援、児童の健全な育成を図るためには重要な施策の一つと考える。

病児・病後児保育を実施する場合、受け入れ施設となる病院や保育所などに保育室や児童の静養や隔離のための観察室が必要なため、既存施設の整備に併せた実施の検討や、病児や病後児の看護を専門に担当する看護師及び保育士などの配置が条件となるため、実施には大きな課題がある。

児童が一番安心できる家庭で看護することが大切なため、保護者が看護休暇を取得しやすい環境づくりを事業主や地域に啓発していききたい。

問 事業主への啓発推進は、どのような方法で実施されるか。

答 平成22年4月、商工会議所を通じて600の事業所に次世代育成支援行動計画の計画書を配布している。今後、子育て支援に関するパンフレットを作成し、配布していききたい。

問 事業所に向いて理解をいただく考えはあるか。

答 必要に応じて、その部分に

についても検討していききたい。

問 これからも、共働きの世帯が増え、病児・病後児保育は仕事を続けながら子育てをする保護者にとって、いわばセーフティネットとして重要な役割を果たすものであるため、実施することが望ましいと思うが。

答 この部分を実施することで、全体計画が全て網羅できるものではないが、総合的な推進も極めて重要。優先的に何を進めるかを判断しながら、全体的な推進を行っていく。また、国に対して、しっかりと声を上げていきたい。

心の病対策

「こころの体温計」の導入は

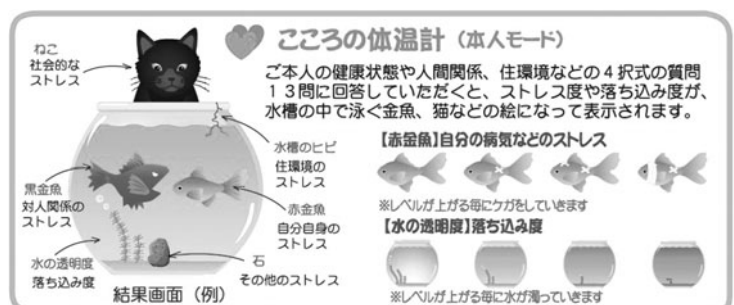
問 本町でも自殺対策緊急強化推進事業として、パンフレットの配布や毎月「こころの健康相談」などを実施し、取り組みを推進している。心の病の早期発見・早期治療ができるための手段として、携帯電話やパソコンで手軽に心の健康状態をチェックできるシステムである、「こころの体温計」を本町のホームページに導入してはどうか。

「こころの体温計」は、職場の人間関係や健康状態、ストレスなど13の質問に回答すると、金魚や猫の動きで心理状態が画面に4段階で表示されるもの。

既に導入している自治体では、同じホームページ上に、地域の相談機関を掲載し、自分の心の健康状態のチェックと地域の相談機関を確認することができ、内容になっている。全国で53自治体、道内では3市のみで導入されている。導入については、必要性を検討するとともに、メンタルヘルスを中心とした自殺予防対策について、自殺予防対策推進会議で関係機関等と協議しながら、「自殺に傾いている人のサインに気づき、傾聴し、適切に専門機関へつなぎ、見守ること」ができる地域づくりを今後とも推進していききたい。

問 「こころの体温計」は、東海大学医学部附属八王子病院で実際に使用されており、自殺予防対策にもつながると考えられている。取り組んではどうか。

答 町としても、人的資源や情報提供資源を使って、心の病の早期発見に取り組んでいる。引き続き「こころの体温計」を含め、何が有効なのかということも含めて組織の中で協議していきたい。



問 「こころの体温計」を扱っている会社では、今年度中は無料で運用しても構わないと言っているのですが、導入することができ、自殺予防の対策には、本当に良い取り組みであると考えているか。

答 このシステムを導入すれば全て良いというものではないと思う。総合的に自殺対策を講じなければ解決することは不可能であるため、幅広く、そして厚みのある対策を検討していきたい。

地域防災計画 防災用品を備蓄するために補助する考えは

新鞍
峯雄議員

町 長

今後、実施に向けて助成対象品目や
助成方法などを検討していきたい

問 本町の地域防災計画は、現在進められている国の防災計画や北海道地域防災計画の見直し内容等を確認しながら、計画の策定を進めている。

今後の見直し内容として、災害時に必要となる、3日分程度の飲料水や食糧、懐中電灯、ラジオ、タオル、雨具などの防災用品を町民各自が責任を持って備蓄することができるよう町が補助する考えは。

答 現在、地震対策の強化をはじめとして、地域の実情や現状に即した地域防災計画の見直し



を進めている。食糧や飲料水、暖房用品などの備蓄品についても町民からの意見を聞き、見直し後の地域防災計画に基づき対応する考えであるが、従前より食糧や飲料水等の確保は、流通備蓄を基本として確保できるように民間事業者との協定による調達体制を築いている。

食糧や飲料水については、災害により交通網等が閉ざされた場合に、救助や支援が届くまでの期間を想定し、最低でも3日分程度の備蓄をお願いしている。家庭での防災意識の高揚が図られ、保管している防災用品で被災を逃れた方が、被災者を支援することが想定されるなどの効果が期待できる。

今後、実施に向けて助成対象品目や助成方法などを十分に検討していきたい。

問 地域防災計画の見直しの中で、地震対策の強化の範囲や程度についてはどこまで進んでいるのか。

答 国の防災基本計画では、地域の実情や現状に即した見直しを行うこと、地震対策の強化を

見直す内容の計画が示されているため、それに基づいて策定作業を進めることになる。本町の地域防災計画の具体的な見直し内容は、今後の防災会議の中で、その部分を協議していくことになる。

問 町民からの意見を聞く時期は、どんな方法で行う予定か。

答 今後の防災会議の中で示し、了解された段階で進める予定。

町内での各種団体からの検討委員会を設置し、7月から8月にかけて、町民アンケートを実施する予定。この中でさまざまな意見を出していただき、検討していきたい。

問 現在、民間事業者との協定による調達体制を取っているが、今後、町民各自による備蓄体制が構築された場合の対応は。

答 体制が構築されても、いろいろな拡充・拡大について進めていく必要がある。双方とも実施していくことになると思う。

問 備蓄品の助成対象品目や助成方法などについて、現時点で具体的に示すことができるものはあるか。

答 家庭備蓄に対する助成については、内容を協議する必要がある、直ちに助成することにはならない。

食糧や飲料水の最低3日分程度の備蓄というのは、支援されるまでの期間を何とか、しのぎきるといふ意味の3日間である。流通備蓄を含めて、ありとあらゆることを考えていきたい。

農業後継者対策

パートナー対策は

問 農業の担い手がいても、いつまでも独身のままでは、本町における農業の先行きに大きな不安がある。

農業経営者の安定した経営基盤と農家戸数維持のため、農業後継者対策への新たな工夫が必要となる。今後の後継者の良縁の確保に向けた農業担い手対策協議会のあり方は。

答 農業担い手対策協議会は、本町農業の柱である農業の担い手が、希望と確信、かつ誇りを持って農業に精進できるよう、町内の各関係機関が提携して、農業担い手対策の推進を目的に昭和48年7月に設立。

担い手の育成及び確保、担い手の配偶者対策、担い手実習の受入事業の3事業を実施している。



今後、農業担い手対策協議会の役割はますます重要になると考えており、地域の結婚相談員との情報交換や農業担い手対策協議会の構成団体からの情報提供により、パートナー対策を強化していきたい。

問 数多くの交流会の場を設けているが、交流会全てがパートナー対策という意味合いなのか。

答 基本的に相手の方も、農業後継者の方と交流会を行うという目的で参加されている。今後、出逢いの機会を設け、パートナー対策の取り組みをしっかりと行っていきたい。

自治会館 光熱水費や修繕費等の補助は可能か

大原
昇議員

町長

公共施設以外の施設は私有財産のため、町として管理料を支払うことは困難

問 各自治会館は、自治会が管理運営をしている。委託管理を受けている会館などは使用料を徴収し、その中で光熱水費を支払い、家屋修理等も行っている。

一方では、個人や自治会で単独所有の会館もあるが、自治会会費のみで管理運営をしている自治会が農村部に多く見られる。

① 管理運営が非常に難しくなっている自治会に対し、光熱水費や修繕費等の補助を考えるとできないか。

② 会館が老朽化しており、建替えをしたくても自治会戸数が少なく、費用の工面が出来ずにいる自治会に対して補助的なものは考えられないか。

答 ① 公共施設以外の施設は、私有財産のため、町として管理料を支払うことは困難。

公共以外の既設の集会所を継続して利用する自治会に対し、町としてその利用実態、維持経費等を把握したうえで、地域の意向を尊重した方策を検討していきたい。

② 集会所建設に係る補助制度等は、「地域集会所施設整備事業」と



自治総合センターの「コミュニティ助成事業」がある。地域集会所施設整備事業補助金の限度額は500万円。また、コミュニティ助成事業補助金の限度額は1500万円という内容。

問 早急に自治会等に対して、自治会館の利用状況や経費の内容についての実態調査を行い、場合により補助をする考えは。

答 なるべく早い時期に実態調査を実施したうえで、協議をしていきたい。

問 集会所建設に係る補助制度を知らない町民も多いと思われる。周知を徹底してはどうか。

地域防災計画

備蓄品の考えは

問 独自で特色のある地域防災計画を推し進めるべきと思うが、本町では食品飲料メーカーから自販機等の災害協定を受けている。地域防災計画における備蓄品の考えは。

答 町民の意見を十分に反映させ、見直し後の地域防災計画に基づき、計画的に整備するが、冬期間の暖房や停電時の備えに不安がある。暖房機、発電機、投光器等の整備を進めていきたい。これらの備蓄品は町で整備するが、保管施設が被災した場合の影響を最小限とするため、避難所などに分散させて保管したいと考えている。

災害時の食糧、飲料水等は民間事業者との協定による調達体制を築き、町民に対しては3日分程度の備蓄に努めるように啓発を図りたい。

問 暖房機や発電機等を分散させて保管すると、湿気や劣化等で機械の不具合を生じることも考えられる。保管方法は、どのように考えているか。

答 備蓄品の中には、一定期間が到来すると使用不可能になるものもある。地域防災計画の中でしっかりと議論しながら、本町にとって一番有効な備蓄品の保管方法を検討していきたい。

美幌駐屯地との関係

陳情方法の変更は

問 自衛隊中央陳情を行っているが、美幌駐屯地との関係について、

① 従来の要望陳情から提案陳情に変更することはできないか。
② 自ら1000級級の射撃場を整備し、訓練誘致ができないか。
③ これまで行っている陳情方式で良いのか。検証すべきでは。
④ 旧美幌中学校の活用方法はどのように考えるか。

答 ① 長年実施してきた陳情内容を急に変更することは不信感を与える。実現に向けて要望を継続することにより信頼と理解が得られると考える。

② 町が射撃場を整備することは莫大な費用を要し、地方財政法に規定される地方公共団体が負担できない経費に抵触する可能性もあり困難と考える。



③ 最も有効で効果が期待できる陳情となるように情報収集などに努めてきた。今後も関係団体と十分に協議・検討を行い、より良い内容にしていきたい。

④ 旧美幌中学校は老朽化や耐震化により施設の修繕を要し、安全の問題から窓等の開口部を塞いでおり、短期的な使用も難しいと思われる。自衛隊が訓練等で施設を使用する場合は、その都度、検討を行い施設の提供に協力していきたい。

問 陳情は、これまで本町単独で行っていたと思うが、場合によってはオール北海道で行うことも考えてはどうか。

答 陳情ばかりではなく、全体的に取り組むことが総合的な評価となり、本町の駐屯地や駐屯部隊を守ることにもつながると思う。引き続き、守るための努力をしていきたい。

中心市街地活性化
基本計画

計画実施における現在の取り組みは

松浦
和浩議員

町 長

各団体との連携を密に協議を進め、協働の取り組みにより事業の推進を図りたい

【問】 中心市街地活性化基本計画は、市街地の整備改善の9事業と商業等活性化の10事業があるが、

①それぞれの事業の実績内容は、
②計画実施における、現在の取り組み内容は、

③目標達成に向けた課題は、

【答】 ①市街地の整備改善事業は、保健福祉総合センターの建設、街なか居住促進事業における借上公営住宅8棟の建設などを実施。商業等の活性化事業は、ポイントカードシステム事業、循環バス運行事業などを実施し順調に推移した事業もあるが、国や道及び民間の協力が不可欠な事業も多く、順調に推移していないものもある。

②事業を推進するには、商工会議所をはじめとした各団体との連携を密にして協議を進めている。今後も協働の取り組みにより事業の推進を図りたい。

③本町以外でも、中心市街地の衰退に歯止めが掛からない厳しい現実があると認識している。今後も、より効果上がる方策について協議しながら事業の推



進を図り、魅力ある中心市街地づくりを目指していきたい。

【問】 この計画と街づくりにおける基本方針の考えは、

【答】 第1次産業の農業や自衛隊を守り、その他の産業が発展することを目指していきたい。

【問】 中心市街地の街づくりは、行政を中心とする新法に方針転換された。その新法を進めるには、多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会を機能させる必要があると思うが、

【答】 本町は、新法に基づく新たな計画を作らず、旧法による基本計画をベースとして進めている。協議会は作らないが、行政ばかりでなく、商工会議所や商

業者も参画して推進するべきと考える。

地球温暖化防止計画

目標達成に向けた課題は

【問】 美幌町地球温暖化防止計画について、

①温室効果ガス排出量の削減値の達成率は、

②計画実施における現在の取り組み内容は、

③目標達成に向けた課題は、

【答】 温室効果ガスの排出削減目標は、平成18年度の温室効果ガス排出量を基準に、平成20年度から平成24年度までに4・6割を削減するもの。

①平成20年度から平成22年度までの概算数値を基に、平成23年度の数値を精査している。

②直接的な取り組みは、クールビズやウォームビズの実施、電気使用では昼休みや外勤時にはパソコンの電源を切っている。

間接的な取り組みは、両面コピーの徹底やミスコピーの利用、節水、分別の徹底など、多種多様の取り組みを実施している。

③各職場では、節約感覚で電気や燃料等の削減の取り組みが日常化となり、結果的に温室効果ガス排出量の削減につながっている。

更なる削減を図るには、職員一人ひとりが地球温暖化に対する専門的な知識の教育による意識の徹底や情報共有、有効な削減方法を検討するための知恵と工夫が必要と思われる。

【問】 計画書には毎年1回、温室効果ガス排出量等の数値を公表するとあるが、実際には公表されていないが、

【答】 これまでの計画をまとめた中で、ホームページや広報誌等で公表していきたい、

地域新エネルギービジョン

各エネルギーの実績内容は

【問】 美幌町地域新エネルギービジョンについて、

①その実績内容については、

②計画実施における現在の取り組み内容は、

③目標達成に向けた課題は、

【答】 地球温暖化が進む中で、温室効果ガス削減に向けた各種施策が推進され、新エネルギーの開発・導入に向けたさまざまな取り組みが実施されている。

①太陽光発電導入、木質バイオマス利用、バイオマス燃料製造



(BDF)の利用、クリーンエネルギー自動車導入、普及啓発の5つの重点プロジェクトを定めて導入を推進している。

②新エネルギー導入推進委員会による協議を行いながら、重点プロジェクトを柱として推進を図り、町内で開催されるイベント等において積極的に普及啓発活動を行っている。

③新エネルギー関係のシステム設置や購入に要する費用が割高なため、現在と同程度の助成制度がなくては普及が見込めないことから、国や道などの補助制度の継続が必要不可欠となる。

今後も、新エネルギーの施策を総合的、計画的に推進したい。

【問】 太陽光発電に関して、業者よりメガソーラー関係の誘致の問い合わせは来ているのか。

【答】 現在、公表できる段階ではないが、実際に連絡は来ている。

古梅ダムの利活用 受益地以外の農業者はかんがい排水を利用できないか

橋本
博之議員

町長

水利権の見直しが必要となる。調査の実施や予算措置について要望したい

問 古梅ダムは、畑地かんがい用に整備され、高品質作物の収穫に一定の成果が上がっている。営農形態の変化により水利利用率は64%で、農林水産省の総点検では、ダムの活用が不十分という結果が出ている。近年、ハウス面積の増加、防除用水など営農雑用水の利用が増加し、自家用井戸での水量では賄い切れない傾向にある。ダム利用率の向上のためにも、現在の利用者以外にも活用はできないか。

答 畑地へのかんがい排水利用は、河川法により水利権が設定され、受益面積は地番ごとに管理されている。受益地以外の農地では、かんがい排水等を使用できない。現在使用できる水の最大量は受益面積3156haで決定されており、新たに受益地以外の農業者がかんがい排水を利用するには水利権の見直しが必要になる。水利権を持つ網走開発建設部、利用に係わる北海道、大空町や本町の受益者との協議が必要となる。調査等のために長い年月と多額の費用が必要となり、非常に難しい状況。



問 道も利用率の低下や使いやすいう水を利用することで、さまざまな調査を実施している。規則を改善する見通しは。

答 農業にとって水は重要だが、水利権の問題がある。引き続き調査の実施や予算措置について要望していきたい。

地域防災計画

Jアラートの活用は

問 全国瞬時警報システム（通称Jアラート）の情報を、住民に伝える手段を持つ道内の市町村は約4割にとどまっている。

本町もJアラートの情報を町民へ瞬時に伝達するシステムを活用する考えは。

答 Jアラートは、津波警報や緊急地震速報等の対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、国から緊急情報を瞬時に伝達するためのシステム。

本町では、同報無線が整備されていないため、町が受信後に災害対策本部委員の職員に自動配信を行っている。同報系の防災行政無線の整備には多額の整備費用を要するため、当面の措置として、携帯電話を活用し町内に滞在している住民に災害・避難情報を一斉配信できるエリアメールを整備している。

現在見直し中の地域防災計画の中で、緊急情報伝達の在り方について協議を進めたい。

地域資源の活用は

問 農業の大型化に伴い、大型建設機械や雪上車等を持つ農業者が増えている。非常時に対して、地域資源との連携を考えては。

答 災害復旧の非常時では、農業者が所有する大型建設機械等は大きな力を発揮するものと考えられる。現在見直し中の地域防災計画の中で協議を行い、機械類の操作、協力・連携可能な農業者等と費用負担等について協議を行い、関係者への周知徹底や訓練の実施等により、実効性の向上を図っていきたい。

問 備蓄品が揃っていない、どこに何があるのかという情報を事前に把握しておかないと瞬時に活用ができない。このような点も考慮して欲しいと思うが。

答 そのような点も防災会議の中できちんと議論して、細やかな計画にしていきたい。

水道給水区域の拡張

水質検査の実施は

問 水道未普及地域では、亜硝酸態窒素や大腸菌汚染など、水質に問題がある地域もある。

① 町民の健康を守るためにも水質の一斉点検の必要性は。

② 水道給水区域の拡張予定は。

答 ① 飲用井戸の管理は個人となるため、町が個人の飲用井戸の水質を一斉点検することは考えていない。

オホーツク総合振興局では、「地下水の水質の汚濁に係る環境基準」で定められた基準値を超え

る地下水汚染が確認された井戸の経年的な変化を確認するため、汚染井戸周辺地区から6戸を選定し、水質を継続的に調査している。

② 水源の確保や水道施設の整備などの資本的な支出や整備後の維持管理費の負担を伴う。

事業効率上の問題が大きい地域では、浅井戸を深井戸に更新、浄水器や塩素滅菌器を設置することで水質改善が図られ生活用水が確保される場合は、給水区域の拡張による水道設置の必要性は低いと判断される。

問 上水道が整備されるまで、深井戸を町が助成するなどして促進する考えはあるか。また、水質検査についてはどうか。

答 深井戸は直ちにではないが、今後研究していきたい。妊婦や0歳児がいる世帯に対して、保健所で行う検査手数料相当額7千円を単独で助成しており、水質の検査、健康被害の有無の確認に努めている。



節電対策 一般家庭における協力依頼の方法は

岡本 美代子議員

町 長

町広報8月号やホームページで周知を行う
節電ポイントも併せてPRしていきたい

岡 泊原子力発電所の停止で懸念される道内の電力不足に対して、7月23日から9月14日の期間で、前々年比7割以上の数値目標を伴う節電期間と時間が示されている。

①節電要請に対する、現在の状況は。

②町内における製造業等の事業者に懸念される問題点は。

岡 ①今夏における北海道の電力需給の見通しや国が示す節電方策、節電の取り組みについて情報共有を図るため、オホーツク地域でも自治体や民間企業を対象に「オホーツク地域電力需給連絡会議」が開催されている。その会議でも、国から政府の今夏の電力需給対策に関する説明があり、前々年比、主要最大電力値に対して7割以上の削減が求められている。公共施設でも今夏の節電に向けた取り組みをまとめ、期間を拡大し、7月2日から9月末まで使用最大電力値の7割を削減する節電を進めていきたい。

②事業者を確認したところ、日常的に空調や照明の一般設備の

節電や生産用動力などの生産設備の節電を既に行っているため、新たな取り組みの実施は厳しいものがあるが、更なる節電を考えていきたいとの内容でした。

岡 本町の節電への取り組みが目標以上になるように、一般家庭約9000世帯に対して、どのように協力依頼を行っていくのか。

岡 8月の町広報、ホームページ等で周知を行うが、ホームページではできるだけ早い時期に協力をお願いする、また、節電ポイントも併せてPRしていきたい。

岡 国や北海道電力からの要請よりも期間を拡大しているが、独自の取り組みを行うのか。

岡 取り組みの状況によつては、私どもの業務の見直しをすることが出来る。夏場の7月から9月にかけて、町内施設の取り組みとして、全職員で頑張りたい。

岡 これからは、北海道という特性を生かした再生可能エネルギーにシフトしていくと思うが、取り組む前から研修や研究を行

う準備は必要ではないか。

岡 社会情勢も変わるため、アンテナを高く立てて、今後とも時代に合うような施策を講じる研究を行い、準備を進めていきたい。

町 道 の 安 全

横断歩道等の設置基準は

岡 町道2号の網走信金稲美支店から旧ウエスタン前の町道は、近年交通量が増加しており、交通事故発生危険性がある。

①旧ウエスタン付近は、バス停もあるため、信号機や横断歩道を設置するなどの安全対策を検討する考えは。

②信号機や横断歩道を設置する基準は。

岡 ①信号機や横断歩道の設置は、地元の警察署を通じて道の公安委員会が交通規制を行うことになっている。今後、各関係機関と協議を行い要望していきたい。

②道路交通法に基づき、信号機設置の指針、横断歩道の規制実施基準が定められている。



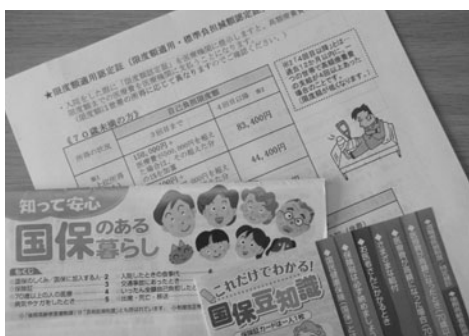
岡 町道の安全確保のため、危険な道路を見つけ出し、関係機関に働きかける必要があると思うが。

岡 それぞれ権限や役割があると思うが、安心・安全な交通環境を整備する必要がある。縦や横の連携を図りながら、しっかりと取り組んでいきたい。

限度額適用認定証

周知を徹底すべきでは

岡 高額医療費の支払いの際に、限度額適用認定証を提示すれば、3割分を立替払なくても窓口で自己負担限度額だけを支払う制度が本年4月より入院のみではなく、外来診療でも適用となった。町民の生活不安を解消するためにも、制度の周知を徹底すべきでは。



岡 限度額適用認定証については、国保の保険証更新時に各種制度のパンフレットや周知文を同封、窓口以案内チラシを配置、広報誌やホームページ等にも掲載し、機会あるごとに周知を行っている。医療機関でも高額療養費制度の周知が図られているが、国民健康保険税の納付書発送時に限度額適用認定証、国民健康保険一部負担金の減免制度、特定健診のチラシを同封するなど、制度の周知をより一層徹底していきたい。

岡 国保加入者に係る、本町の限度額適用認定証の申請率は。

岡 おおむね6000世帯に制度の周知を行っており、実際の件数については、現在350名程度が限度額適用認定証を申請されている。率では、5・6割になる。

トキソプラズマの感染対策 妊婦にはどのような方法で周知されているか

坂田 美栄子議員

町 長

感染症予防の保健指導を実施し、妊娠期における感染予防を推進していきたい

不妊等の治療費助成

周知方法や相談窓口は

問 トキソプラズマとは、多くの動物や鳥が持っている寄生虫の一種で、動物の中でも特に猫の体内や排泄物、加熱不十分な肉を介して経口感染する。これが妊娠中に胎児に感染すると、さまざまな先天性トキソプラズマ症が発症する可能性があると言われているが、

答 不妊治療のうち、人工授精や体外受精等の治療は健康保険の適用外となる。国は自費診療分を補助する特定不妊治療費助成制度を開始しているが、周知方法や相談窓口はどのような

を望まれた方の多くは医療機関を受診し、当事業の説明を受けて活用されていると聞いている。健康推進担当では、妊娠、出産、育児の相談や健康相談を実施しているが、今後とも北見保健所との連携を図りながら相談体制の整備を図り、町民の方へわかりやすい周知に努めていきたい。

①町内で発症が確認された場合の対応策はあるのか。

答 本町では、「安心して出産・子育てができる少子化対策」として、平成15年7月に北海道では初めての不妊症対策支援事業を開始。その後、国と道は平成16年10月から特定不妊治療費助成事業を開始したが、本町の事業と同様の内容であったため、事業を移行して継続した対応が行われている。

問 少子化対策の相談体制が必要になっており、整備を早急に進める必要があると思うが。

②妊婦への周知、啓蒙、指導の必要性があると思われるが。

答 地区別の保健師を配置し、しゃきつとプラザに来なくても地域に向いて相談を受けるなど、体制の充実を図っている。

問 小さな子供をなだめても、泣きやまないため、子供を無理に泣きやませようとして強く揺さぶり、脳などに障がいや及ぼす「乳幼児揺さぶられ症候群」による事故が相次いでいる。揺さぶりを防ぐための教育や指導などが各地で実施されているが、

揺さぶられ症候群

本町での取り組みは

問 小さな子供をなだめても、泣きやまないため、子供を無理に泣きやませようとして強く揺さぶり、脳などに障がいや及ぼす「乳幼児揺さぶられ症候群」による事故が相次いでいる。揺さぶりを防ぐための教育や指導などが各地で実施されているが、

答 今年の4月に「赤ちゃんを揺さぶらないで」というパンフレットが、日本小児科学会で監修され、プレマクラスでも配布している。広く普及啓発をすることが大事であるため、ホームページや広報誌を通じて、広く普及啓発をしていきたい。

問 教職員の人事交流は本町でも特色を出しながら実施されている。外部からの刺激も必要になっていると考えるが。

答 教職員が学校外にも視野を広げるための研修制度として、民間企業や社会福祉施設等での体験を積むために、教員長期社会体験研修の要綱が定められ、希望により研修を行うことができる。このような制度を活用することで、教職員の資質が向上することは勿論、子供たちへの深い愛情、高い人格と豊かな識見、生きる力を育む確かな指導力、自ら学び続ける心豊かな教職員を育成することは極めて重要であるため、積極的な制度の活用を期待している。



教職員の人事交流

実施の内容は

問 教職員の人事交流は本町でも特色を出しながら実施されている。外部からの刺激も必要になっていると考えるが。

答 教職員が学校外にも視野を広げるための研修制度として、民間企業や社会福祉施設等での体験を積むために、教員長期社会体験研修の要綱が定められ、希望により研修を行うことができる。このような制度を活用することで、教職員の資質が向上することは勿論、子供たちへの深い愛情、高い人格と豊かな識見、生きる力を育む確かな指導力、自ら学び続ける心豊かな教職員を育成することは極めて重要であるため、積極的な制度の活用を期待している。



障がい福祉計画
アンケート

既存制度の周知方策を検討しては

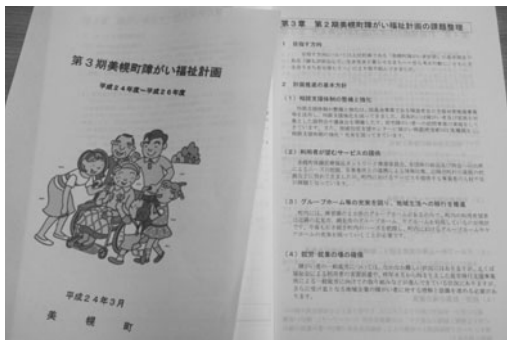
大江
道男議員

町 長

まち育出前講座を活用し、障がい福祉の
制度やサービスの周知を図っていききたい

【問】 第3期障がい福祉計画を策定するため、身体障害者手帳等の所持者を対象にアンケート調査を実施しているが、

①このデータを一般的な集計に終わらせず、対象者ごとに分析し、今後の施策への反映をしっかりと行う必要があると思うが、
②アンケートの回答には既存の各種制度について、「仕組みがわからない」、「現在の状況で利用できるサービスがわからない」という声もあった。周知の徹底方策を至急検討する必要があると思うが。



③昨年、福祉ハイヤー券が月4枚を上限として、使用が制限されている。アンケートの結果を分析すると、使用制限を撤廃すべきではないか。

【答】 ①障害者自立支援協議会において、毎年上半期・下半期ごとに計画の進捗管理を行い、施策に反映していききたい。

②既存の制度や障害福祉サービスの周知は、福祉のしおり、広報誌、地域包括支援センターの訪問活動等により行ってきた。今後も自治会や関係団体等に積極的に働きかけ、まち育出前講座を活用し、障がい福祉の制度やサービスの周知を図り、障がい者向けのわかりやすいパンフレットを作成し、障がい者や家族に配付していききたい。

③アンケート調査の結果では、月ごとの使用制限のない利用券の要望が多くあったため、平成24年度は文書通知、広報誌、利用券更新時に窓口で申請を行うことで、月ごとの使用制限のない利用券を交付できる旨の説明を行った。今後も1回申請を行えば、次年度以降は自動的に年

間48枚を上限に、毎月の使用制限のない利用券を交付できる。

【問】 今後の福祉施策に属性（性別・年齢等）ごとにクロス集計を加味すれば、より豊富なデータとして活用できると思うが。

【答】 回答を見ると、書き込みが非常に多い。属性ごとの分析も必要だが、実際に実施している内容をさらに改善する方策もヒントとして隠されている。アンケート調査を読み取り、可能なものから対応していききたい。

国 保 税 の 減 免

町独自の減免制度創設は

【問】 7割を最大減免としている現行の国保税減免規定であるが、国保税が全体として高くて支払いが困難という声が年々高まっている。低所得者世帯に対して、本町独自の減免規定の創設を検討すべきではないか。

【答】 低所得者の負担軽減のため、世帯の前年所得が一定基準以下の場合、均等割や平等割額を7割、5割、2割の減額措置を講じている。法律に基づく軽減

措置以外の町独自の減免措置を実施した場合の減収分は、現状における費用負担のルールの中で、国等による財政支援がないことから、国保財政の運営に直接影響があり、困難な状況。低所得者に対する軽減措置の拡充を含め、国に制度改善の要望をしていきたい。

【問】 法定の7割、5割、2割の減額に上乗せして、独自で減免を決めている自治体があるが。

【答】 財政状況を見ても、本町は厳しい状況にある。国民健康保険を国民皆保険の中で、継続的、安定的に運営するため、取り組みを進めていきたい。

移 住 対 策

実績及び今後の促進策は

【問】 ①本町への外部からの移住に注目が高まっているが、これまでの移住実績については。

②本町の「ちよっと暮らし」制度の実績については。

③今後の本格的な移住促進対策については。

【答】 本町での移住の取り組みは北海道移住促進協議会に加盟し、インターネットを活用した情報提供や地域の生活を実際に体験する「ちよっと暮らし」に取り組んでおり、本町の魅力の紹介や観光物産についてもPRを行

うなど情報発信を図っている。
①平成17年度以降、東京都などの関東圏や東北地方などから、合計5組7名の方が移住しているほか、平成15年度以降、新規就農者として13組36名の方が移住され、本町に在住している。

②平成18年度以降、グリーンビレッジやエコハウスで、7件14名の方が利用され、滞在日数は71日の実績となっている。
③本町は女満別空港から約15分程度に位置しており、国道を4本有するなど交通アクセスが良いという優位性を生かした移住促進策を展開していききたい。

中でもニーズが高く、移住・定住に結びつくと言われている、「二地域居住」についての研究を進めるとともに、引き続き情報の収集や発信に努め、「ちよっと暮らし」や「シーズンステイ」を活用した取り組みを推進していききたい。



補正予算・人事案件などを審議

5月臨時会

平成24年第3回臨時会は5月17日に招集され、会期を1日間と決定。専決処分承認（条例の一部改正・補正予算）、職員懲戒審査委員会委員の同意などを審議し、いずれも原案のとおり可決して閉会しました。

専決承認

条例の一部改正

■町税条例の改正

地方税法等の改正に伴い、次のとおり改正を行いました。

- ①震災被災者に対する町民税や国民健康保険税の改正など。
- ②平成24年度の評価替えに伴う固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の改正など。
- ③身体障がい者に対する軽自動車減免要件の緩和。

平成24年4月1日施行。

■介護予防・生活支援事業条例の改正

介護保険法における介護報酬の改正及び短期宿泊利用サービスの内容が変更されたため、利用者から徴収する手数料について改正しました。

平成24年4月1日施行。

補正予算

■平成24年度一般会計補正予算（第1号）

リサイクルセンターペットボトル減容機の整備工事費（補正額1313万6千円）

住宅リフォーム制度

抽選に漏れた対象者分も補正

補正予算

■平成24年度

一般会計補正予算（第2号）

主な歳出の補正内容は、次のとおり。

○地域集会所用土地建物購入費（旧法務局美幌出張所跡）900万3千円

○住宅リフォーム促進補助金（追加86件分）3450万円

人事

■職員懲戒審査委員会委員

任命に同意

平井 雄二氏（新任）
三橋南17番地の20
（総務部長）

7月臨時会

平成24年第5回臨時会は7月26日に招集され、6月定例会で議員辞職勧告を決議された柏葉久子議員に対して、「町内に居住する実態がなく、公職選挙法の被選挙権に抵触する疑いがある」として、4名の議員が同日、議長に議員資格決定要求書を提出。資格決定要求が発議され、直ちに資格審査特別委員会が設置された。同特別委員会は、調査が終了するまで継続調査とすることを決定し閉会しました。

資格審査特別委員会を設置

■議員の資格とは

議員の失職や資格の決定は地方自治法第127条で定められ、「被選挙権を有しない者は議員としての身分を失う」とある。被選挙権の一つの要素である住所要件（町内に住所を有する条件）の有無については、議会が決定する。被選挙権は選挙権を有する満25歳以上。その選挙権は日本国民である満20歳以上で、引き続き3カ月以上、当該選挙区内に住所を有する者と定められている。総務省の見解では、住所を有するとは、生活実態を伴うものとされています。

資格審査特別委員会

委員長
副委員長
委員

吉住博幸
大原昇
岡本美代子
大江山
橋本博之
早瀬仁志



～ 閉会中の活動 ～

総務文教厚生常任委員会

『行財政改革』『教育行政』『福祉行政』『医療行政』『防災』についてを調査項目に掲げて議会閉会中の事務調査を行っております。基本的に毎月第2・第4木曜日を委員会の開催日としております。



経済建設常任委員会

『産業振興』『建設水道行政』についてを調査項目に掲げて議会閉会中の事務調査を行っております。基本的に毎月第2・第4火曜日を委員会の開催日としております。



～政務調査費の公開・閲覧～

使途基準

項目	内 容
調査研究費	町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研 修 費	団体等が開催する研修会等への参加に要する経費及び議員が行う政務調査活動のための研修会等に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）
会 議 費	地域住民の町政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費（会場費、機材借上費、資料印刷費等）
資料作成費	議会審議及び町の事業並びに地方行財政調査研究に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広聴広報費	議会活動及び町政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費（広報紙等印刷費、送料、交通費等）
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）
事務費	調査研究に係る事務遂行に必要な経費（消耗品費、備品購入費、通信費等）

本町では、平成23年度から議員一人当たり月額2万円（平成23年度は年間22万円）の政務調査費が交付されました。この政務調査費は議員活動をするうえで、必要な経費の一部として交付するものであり、使途は研修会参加費や書籍購入費など議員によってもさまざまです。

平成23年度交付分の政務調査費について、各議員から収支報告書の提出がありましたので、その概要についてお知らせします。

なお、収支報告書は議会事務局で閲覧することができます。

平成23年度
政務調査費収支報告書

平成23年度 政務調査費 使途別集計表

（単位：円）

交付番号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	合 計	構成比
区 分		大江道男	柏葉久子	中嶋すみ江	松浦和浩	岡本美代子	坂田美栄子	大原 昇	吉住博幸	橋本博之	古館繁夫		
1	調査研究費	53,805	53,805	53,805	53,805	53,805	53,805	13,675	53,805	53,805	53,805	497,920	32.85%
2	研 修 費	0	0	26,612	0	0	42,390	64,850	93,000	94,491	0	321,343	21.20%
3	会 議 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
4	資料作成費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
5	資料購入費	66,750	5,760	94,475	16,500	39,845	63,386	11,180	38,895	23,475	3,240	363,506	23.98%
6	広報広聴費	90,425	12,075	0	0	13,440	13,440	0	18,900	26,123	12,075	186,478	12.30%
7	事務所費	0	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	10,000	0.66%
8	事務費	10,752	0	28,221	55,090	0	0	0	0	42,559	0	136,622	9.01%
収支報告分合計		221,732	71,640	203,113	135,395	107,090	173,021	89,705	204,600	240,453	69,120	1,515,869	
返 還 金		0	148,360	16,887	84,605	112,910	46,979	130,295	15,400	0	150,880	706,316	
交付決定額(A)		220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	2,200,000	
交付確定額(B)		220,000	71,640	203,113	135,395	107,090	173,021	89,705	204,600	220,000	69,120	1,493,684	
執行率(B÷A)		100.00%	32.56%	92.32%	61.54%	48.68%	78.65%	40.78%	93.00%	100.00%	31.42%	67.89%	

議会事務局からのお願い

議長宛の文書や案内状は、公務の日程調整が必要となりますので、議会事務局に持参又は送付くださいますようお願いいたします。

〒092-8650 美幌町字東2条北2丁目
美幌町議会事務局
☎0152-73-1111（内線411）

議会を傍聴しませんか

9月定例会は9月18日
開会の予定です。

日程が決まり次第、
町のホームページなどで
お知らせします。

あとがき

▼長期間欠席した議員の報酬減額などのルールを作るため、6月定例会で「長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会」を立ち上げ、集中的に協議しています。

▼第30回夏季五輪ロンドン大会が7月に開催されました。4年に1度の大会、日々の努力を積み重ねてきた結果の出場です。議員として、同じ4年という任期の重みを胸に、町の持続的な発展と町民の幸せを願い、皆様の付託に応えていなくてはと、思いを新たにしております。

▼7月に熊本、大分両県を中心に、九州地方を襲った記録的豪雨は観測史上最多で、気象庁が豪雨発生前に呼びかけた警戒に対する表現は「これまでに経験したことのない大雨」でした。現在、本町でも、地域の実情や現状に即した地域防災計画の見直しを行っており、実効性のある計画を目指すため、議会側としても提言していきます。

▼9月定例会は18日頃に開会の予定です。日程が決まり次第、ホームページなどでお知らせしますので、皆様の傍聴をお待ちしています。

議会広報編集委員会
委員長 大原 昇
委員 新鞍 峯雄
委員 上杉 晃央